

秋田県公務員倫理条例の制定に伴うご理解・ご協力のお願い

秋田県では、知事、副知事等(※)及び職員の全体の奉仕者としての倫理意識をより一層高め、公平で透明性の高い県行政を実現するため、「秋田県公務員倫理条例」を制定しました(令和8年4月1日施行)。

※ 副知事等：副知事、教育長、常勤の監査委員

職員一人ひとりが倫理の保持に努めてまいりますので、県民の皆様におかれましても本条例の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1 利害関係者との間の禁止行為

知事、副知事等及び職員は、**利害関係者**(次の2を参照)との間において、次のような行為を受けること(ア～カ)、共にすること(キ)が禁止されています。

	禁止される行為	例外として認められる例
ア	✗ 金銭・物品・不動産の贈与(祝儀や香典も×)	OK 広く一般に配るための宣伝用物品や記念品を受け取ること OK 知事、副知事等が職務に関連してPR目的の農産物を受領すること
イ	✗ 飲食のもてなし(接待)	OK 会議などで茶菓の提供を受けること OK 割り勘で飲食をすること(一定額以上の場合、職員は届出が必要となります。)
ウ	✗ 無償でのサービス提供	OK 事務所を訪問した際に、社用車で送迎を受けること(周囲の交通事情等から相当と認められる場合に限る。)
エ	✗ 金銭の貸付	OK 金融機関から一般の顧客として金銭の貸付を受けること
オ	✗ 物品・不動産の無償貸付	OK 事務所を訪問した際に、事務用品(ペン等)を一時的に借りること
カ	✗ 未公開株式の譲渡(有償、無償を問わず×)	—
キ	✗ 遊技(麻雀等)・旅行	OK 公務で出張すること OK 自己費用を負担し、ゴルフをすること

※ 職員が利害関係者から報酬を得て講演等を行うことは禁止されませんが、職員は事前に承認を受ける必要があります。

2 利害関係者

県との間で次のような関わりがあり、「利益や不利益を受ける立場にある方」や「手続き中の方(手続き予定の方)」は、知事、副知事等及び職員にとって**利害関係者**に該当します。

県の事務	利害関係者となる方
許認可等	許認可等を受けて事業を行っている方、申請をしている方、申請予定の方
補助金等	補助金等の交付を受けて補助事業等を行っている方、申請をしている方、申請予定の方
立入検査・監査	検査等の対象となる方
不利益処分	不利益処分の対象となる方
行政指導	指導を現に受けている方
契約	契約を締結している方、申込みをしている方、申込み予定の方
その他営利事業関連の事務	事務の対象となる方(技術指導を受けている方や研修会の参加者など)

※ 職員が異動した場合でも、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。

△ 利害関係の有無や例外規定にかかわらず、繰り返し贈与等を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超え、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがある行為は禁止されます。

秋田県公務員倫理条例に関するご質問は、秋田県総務部人事課までお寄せください。

電話：018-860-1043

メール：Jinjika@pref.akita.lg.jp